

沖縄の特区・地域制度



沖縄には、他県にはない高率の所得控除制度をはじめ、各種の優遇措置があります。

特 区		地 域	
<p>【経済金融活性化特区】</p> <p>名護市 (知事の申請に基づき大臣が地区指定)</p> <p><対象業種> 金融関連業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業等 (知事の申請に基づき大臣認定)</p> <p>※下記その他、大幅緩和したエンジェル税制の適用あり</p>	<p>【国際物流特区】</p> <p>那覇、浦添、豊見城、宜野湾、糸満の5市及びうるま・沖縄地区 (知事が地区指定)</p> <p><対象業種> 製造業、梱包業、倉庫業、航空機整備業 等</p>	<p>【情報通信産業振興地域】</p> <p>【情報通信特区】</p> <p>那覇・浦添地区、名護・宜野座地区、うるま地区 (知事が地区指定)</p> <p><対象産業> データセンター、プロバイダ、情報通信機器相互接続検証事業 等</p>	<p>【観光地形成促進地域】 【産業高度化・事業革新促進地域】</p> <p>24市町村 (知事が地域指定)</p> <p><対象産業> 情報記録物の製造業、電気通信業、ソフトウェア業、コールセンター、映画・ビデオ・放送 等</p> <p>沖縄県内全域 (知事が地域指定)</p> <p><観光関連施設> スポーツ・レクリエーション、教養文化、休養、集会、販売施設</p> <p><産業イノベーション対象業種> 製造業、梱包業、倉庫業、卸売業、商品検査業 等</p>

優遇措置の概要

<p><所得控除(特区のみ)></p> <p>最大40%、10年間</p> <p>※ 特区内に本店又は主たる事務所を有すること、特区内で設立され10年以内の企業等、いくつかの要件あり。</p>	<p><投資税額控除(特区・地域共通)></p> <p>機械等15%、建物等8%</p>	<p><特別償却(特区・地域共通)※></p> <p>機械等50%、建物等25%</p> <p>※ 経済金融活性化特区、国際物流特区、産業高度化・事業革新促進地域のみ。 ただし、産業高度化・事業革新促進地域では機械等34%、建物等20%</p>
---	---	---

注) 所得控除、投資税額控除、特別償却はいずれかを選択